

撤去並びに再整備対象施設

1 点検対象施設

・小学校	13校	→	11校	
・中学校	7校	→	5校	
・義務教育学校	1校	→	0校	
・市立認定こども園	3園	→	1園	

撤去ブロック対象施設

計 17 施設

2 撤去及び再整備対象施設及び形状

ブロック塀一覧表

施設名	高さ (mm)	厚さ (mm)	全長 (m)
守口小	600～3,040	100～150	340
庭窪小	1,500～1,900	100～150	140
八雲小	1,440～2,000	100～150	130
錦小	1,800	100	60
金田小	1,400～2,160	100	270
梶小	1,550～1,980	100	370
藤田小	1,800	100	10
八雲東小	1,960～2,470	100	270
佐太小	1,700～2,300	100	300
下島小	1,900～2,350	100	250
さくら小	1,360～1,850	100	110
第一中	1,450～2,040	100	230
庭窪中	950～2,200	100～150	330
八雲中	1,680～2,240	100～150	360
梶中	1,700～2,000	100	290
錦中	2,270～2,340	150	240
外島認定こども園	1,805～2,920	192	20

合 計 17 施設全長 約 3,720m

3 実施時期及び整備手順、完成目途

- ・災害対策事業につき地方自治法第 179 条の規定により、市長専決にて予算措置後、撤去工事を直ちに実施予定です。
- ・フェンス改修等の再整備事業もこれに連続して適法手続きにより早期完成を目指します。
- ・完成目途は、撤去については契約を締結し次第、着手し、夏季休業中（8 月末）を、再整備については年度中の完成を目指します。

4 民間移管した認定こども園の扱い

本市が、これまでに公立園から民間認定こども園等へ移管した施設、市立保育所時代に整備し、現在も残存、使用されている同様のブロック塀については、本市の責任において市立園と同じく撤去（手法については園が撤去し、市がその費用を全額負担）します。対象施設については、現在調査中です。